⑹　本工事に係る技術提案書等の提出に当たって、ＶＥ提案により施工しようとする場合は、その内容を示したＶＥ技術提案書を提出すること。ただし、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加できる。また、標準案に基づき施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載すること。(詳細は入札説明書)
⑺　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、技術提案書等の差替えは認められない。
⑻　手続における交渉の有無　無
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　技術提案書のヒアリングは必要に応じて行う。
⑾　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴と同じ。
⒀　一般競争参加資格を有していない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記４⑶により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒁　その他　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masahiro Takigawa, a trustee, The National University Corporation Hamamatsu University School of Medicine
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Building for the Hospital of Hamamatsu University School of Medicine
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M., 21 December, 2010
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M., 25 January, 2011, or tenders submitted by post : 5 : 00 P.M., 25 January, 2011
⑹　Contact point for tender documentation : Planning Section, Facilities Division, The National University Corporation Hamamatsu University School of Medicine 1―20―1, Handayama, Higashi-ku, Hamamatsu-shi, 431―3192 Japan. TEL 053―435―2138

○第５号

1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　浜松医科大学医学部附属病院外来棟改修機械設備（空調）工事(電子入札案件)
⑶　工事場所　静岡県浜松市東区半田山一丁目20番１号
⑷　工事概要　医学部附属病院外来棟、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上10階地下１階建、建築面積8,203㎡、延べ面積43,966㎡、敷地面積234,637㎡
　本工事は上記建物の改修及び一部を解体するものである。
⑸　工期　平成25年７月31日まで。(全体工期約30ヶ月)
⑹　使用する主要な資機材　空気調和設備一式、換気設備一式、排煙設備一式、中央監視設備一式、ＲＩ換気処理設備一式
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下、「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。
⑻　本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者で、紙入札方式を希望する場合は、紙入札承諾願（様式任意）を発注者に提出しなければならない。電子入札は、文部科学省入札システムホームページ
（http://portal.bid.mext.go.jp/）の電子入札システムにより行う。
⑼　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。)又は次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。)であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、浜松医科大学理事から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人浜松医科大学契約事務取扱規程第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省において管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)を有し、「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,150点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点）以上であること。
⑶　会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
⑷　平成12年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の基準を満たす新営又は改修工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積10,000㎡以上の病院
②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積5,000㎡以上の病院、校舎、研究施設、庁舎、又は事務所
⑸　共同企業体の構成員は、建築業法（昭和24年法律第100号）上の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。
　ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員数は、２又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　①と同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
　なお、配置予定技術者が監理技術者である場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　元請として完成・引渡しが完了した、上記⑷の工事を施工した経験を有する者であること。
④　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑿　競争参加資格確認申請書及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成20年３月28日付け19文科施第507号文教施設企画部長送付）に基づく指名停止を受けていないこと。